

IFRSによる見積り拡大と 経営者、監査人の責任・対応： 重要性を増す 裁量的判断過程への内部統制

お ち のぶひと
越智信仁

要 旨

わが国における国際財務報告基準（IFRS）導入を展望すると、今後、経営者による会計上の見積り要素の量的・質的な拡大等が見込まれるとともに、そうした取扱いを含む会計基準が財務報告に当たり、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として規範力を有することになる。見積りを伴う会計数値については、会社の経済的実質を忠実に判断するに適した経営者に一定の裁量性を認めることが合理的であり、こうした裁量的判断に対し法的な結果責任を問うことは望ましくない。経営者に認められる経営判断原則と類似した条件のもとで、見積りのような専門的・技術的な会計判断についても、当該判断を行った当時の状況下での適切性を問う過程責任の考え方を法的に確立することは、契約理論の観点からも是認されよう。その際、例えばレベル3公正価値の評価方法の硬度引上げといった見積りの透明性を高める一般的な制度インフラ整備の努力と併行して、会計・監査当事者にとっては、事後的な訴訟にも耐えうる事前的な内部統制の重要性が増すことになる。原則主義のもとで、会計処理に関する経営者の裁量的判断も増えると見込まれるが、行為当時の判断過程を基礎付ける事実の蓄積や手続きの厳格化など、情報の信頼性向上に係る関係当事者の取組み強化が、投資家の意思決定に対する情報の有用性を高めることにもなろう。

キーワード：IFRS、会計上の見積り、原則主義、虚偽記載、過程責任、
レベル3公正価値、内部統制

本稿を作成するに当たっては、筑波大学の弥永真生教授から有益なコメントをいただいた。ここに記して感謝したい。ただし、本稿に示されている意見は、筆者個人に属し、日本銀行の公式見解を示すものではない。また、ありうべき誤りは、すべて筆者個人に属する。

越智信仁 日本銀行金融研究所企画役（E-mail: nobuhito.ochi@boj.or.jp）

1. はじめに

近年、わが国において、国際財務報告基準（IFRS）へのコンバージェンスが急ピッチで進む中、意思決定に有用な情報を提供する目的適合性の観点から、金融商品の観察可能な市場価格が入手できない場合、公正価値算定において重要な仮定および判断を用いたモデル評価等も許容されている。また、金融商品以外にも、経営者による主観的な仮定や判断を伴う見積りがしばしば必要となる財務報告分野が一段と増えてきている。今後、IFRS 導入の進展を展望すると、そこで測定される会計数値には、経営者の裁量が従来以上に多く含まれ、レベル3公正価値評価のように市場参加者の視点を加味した難しい判断も求められるなど、会計上の見積り要素は量的・質的に拡大すると見込まれる。その際、虚偽記載ないし虚偽証明等の罰則を定めるわが国法規範との関係で、経営者あるいは監査人は、事前的にどの程度のことをやれば虚偽記載等がないといえるかが、今日的な問題としてクローズアップされることになる¹。

あるアンケート調査結果によれば、見積り等による利益情報の質的変容は、結果として、経営者による利益調整等の可能性を大きくしており、監査手法の高度化の必要性、および職業専門的判断のなお一層の発揮の必要性を監査人の多くが認識しているとの見解が示されている²。また、別の調査では、見積り項目の中には、本来、十分な保証が得られないものがあると理解をしている監査人が過半数に及んでいるとの結果もみられる³。こうした中、公正価値評価を含む見積り要素の量的・質的拡大に対応して、基準やガイダンスによって一定の制度的枠組みを提供する部分と、経営者や監査人の判断に委ねるべき部分を峻別する必要があるとの指摘⁴にもあるように、両者を明確に識別して対応策の議論を進める必要がある⁵。

わが国では、2010年3月期から、連結財務諸表についてIFRSの任意適用を認め、強制適用については、2012年を1つの目途として判断するとしており、早ければ2015年または2016年にも強制適用が開始される予定にある⁶。わが国におけるIFRS導入を展望すると、原則主義のもとで、今後とも経営者による会計上の見積り要素の拡大とともに、会計処理に関する経営者の裁量的判断も増えると見込まれるが、そうした取扱いを含む会計基準が財務報告に当たり、「一般に公正妥当と認められる企業会計の慣行」として規範力を有することになる。その際、見積りに許容される裁量性や会計処理上の判断等に関し、事後的にその適否が法的に問題とされ、虚偽記

1 弥永・秋葉・安江・小松 [2010] 11 頁 (弥永発言)。また、会計上の変更および誤謬の訂正に際し、後知恵で、そのときの判断が間違っていたのではないかといわれかねない懸念もある (岩原・神作・神田ほか [2010b] 73 頁 (松尾発言))。

2 内藤 [2010a] 44 頁。

3 町田祥弘 [2009a] 72~73 頁。

4 町田祥弘 [2009a] 73 頁。

5 前者の制度対応の観点から、レベル3公正価値の問題を論じたものとして、越智 [2010]。

6 企業会計審議会・企業調整部会 [2009] 13、15 頁。

載等を巡る係争が今まで以上に増える可能性がある。

こうした問題意識のもと、以下では、まず、IFRS の導入による見積り要素の量的・質的拡大等に触れた後、虚偽記載ないし虚偽証明等を巡る刑事罰、行政処分、民事責任等の規定を概観する。そのうえで、見積りに関連した過去の課徴金処分事例、監査人の過失責任を扱った民事判例等のレビューを通して、法的な結果責任を問われかねないことへの懸念に言及し、会計上に見積りに係る経営者等への責任追及のあり方を考察する。そこでは、見積り判断の法的責任問題について、経営判断原則と類似した条件のもとで、会計規範逸脱の結果責任ではなく過程責任を問う方向性が、契約理論の観点からも是認されることを論じる。これらを踏まえ、判断過程の透明性向上に資する制度インフラの整備と併行し、IFRS 導入後の経営者、監査人の対応として、裁量的判断過程における内部統制が重要性を増すことに論及する。最後に、今後の課題として IFRS 導入後の裁量的判断に係る実証的サーベイの必要性に触れる。

2. IFRS による見積りの拡大等

(1) 見積り要素の量的・質的拡大

近年、会計の認識・測定・開示機能について、従来の個別取引単位の考え方から、キャッシュ・フローに基づくポートフォリオ単位の考え方への切替えを迫る分野が増大してきた。そうした中で、経営者の見積り要素が増大しており、こうした傾向は、わが国においてもストックの公正価値を重視する IFRS の導入が進むにつれて、ますます強まる可能性がある。一般的に取得原価は、資産または負債の取得・発生から処分・解消に至るまでの数値の直接的検証が比較的容易である。これに対し、経営者の意図や主観的判断、何らかの将来的見積り事象に依存する情報の場合には、こうした会計上に見積り測定値の硬度については、監査人の視点から「ソフト会計情報」との表現もなされる⁷ように、会計情報を作成する経営者サイドからしても、事前段階では不確実性が高いものとならざるをえない。

公正価値概念は、主として目的適合性の観点から適用範囲が拡張され、会計情報の評価技法・測定対象も一段と拡大してきた。米国財務会計基準書 (SFAS) 157 号「公正価値測定」(2006 年 9 月) では、金融商品の公正価値測定に使用する評価技法に適用するインプットを 3 段階で階層化し、レベル 3 のインプット (観察不能な市場インプットから導出された値等) の適用が許容された。その後、国際会計基準審議会 (IASB) もこれに追随 (2006 年 11 月) し、わが国でも、企業会計基準委員会 (ASBJ) が公表した「公正価値測定及びその開示に関する論点の整理」(2009 年 8 月)、「公正価値測定及びその開示に関する会計基準 (公開草案)」(2010 年 7 月) 等

7 Ramos [1998] p. 3、奥西 [2001] 181~182 頁、吉田 [2003] 200 頁。

において、3層構造の採用が提案されている。

公正価値の算定は従来型の見積りと異なり、その計算に際し理論的なフレームワーク(モデル)等を決定しなければならない、モデル選択に応じて、計算に必要な変数の設定、それに必要な情報(レベル3インプットの場合には市場で観察されないデータ)を特定しなければならない。すなわち、経営者によるモデル選択や企業の将来キャッシュ・フローの態様等に応じ、市場参加者の視点に基づく経営者判断を用いる場合もありうる点が、従来型の見積りと質的に大きく異なるのである。また、割引現在価値の算定に際しても、DCF法に投入する入力データ等の見積りに関し、例えば金融資産の減損処理における期待損失の見積り⁸などにおいても、その実行可能性という面でオペレーショナルな困難性を増しており、従来型の単純な見積りから質的に変化してきているように窺われる。

(2) 原則主義の影響

IFRS導入のもとで会計規範に関する原則主義の採用は、基本的には会計処理に関する経営者による裁量の幅をさらに拡大する。欧州では、IFRSが2005年に強制適用されて以降、企業が採用した会計処理に関連し、数値情報に加えて定性的情報も投資家に開示する傾向にある⁹。その際、会社側は会計処理の判断の合理性について説明を求められるのであれば、合理的な説明のつかない会計処理を回避する誘因を生むと期待される¹⁰一方で、会計処理について経営者の裁量的判断の広がり、アグレッシブな恣意的見積りに傾斜する懸念も聞かれる¹¹。裁量の幅が広がるとしても、その程度に関しては、各国の実情に応じて最終的にどのような会計・開示・監査実務として定着するか、さらに制度を取り巻く市場、監督、司法等の制度インフラの重層的な相互作用にも影響を受けるといえる¹²。

例えば、英国勅許会計士協会(ICAEW)によるEUのIFRS導入調査報告(ICAEW[2007])では、IFRS導入は財務報告の品質を高め国際的な比較可能性を高めたとしつつも、原則主義への対応には課題が残り、適用上の整合性に対する懸念も表明されている。実際、2010年にフランス企業に行われた民間アンケート調

8 IASBが2009年11月に公表した公開草案「金融商品：償却原価と減損」では、減損の客観的証拠のある場合に減損損失を認識する発生損失モデルに替えて、将来を見越した減損処理が可能となる期待損失モデルを採用し、その具体的手法として「期待キャッシュ・フロー・アプローチ(Expected Cash Flow Approach)」が提案されている。

9 PwC Japan IFRS プロジェクト室[2009] 74頁。オーストラリアでも同様の傾向にある(日本経団連企業会計部会・日本公認会計士協会・財務会計基準機構ほか[2009] 55頁)。なお、注記は、財務諸表本体で表示する情報を補足・補完する1組の財務諸表として監査対象になるため、定量的・定性的な注記情報の拡大に対し、立証命題の特質を踏まえ監査の構造をどのように考えるかが問題となろう。

10 町田行人[2009b] 39頁。また、結果的に不正抑止に資するとの見方もある(Carmona and Trombetta[2008] p. 459)。

11 安田[2010] 732頁。

12 このため、各国固有の事情に影響されて、今後、実態的な意味で国際的に会計基準の調和化が進展するかどうかは不透明である(Ball[2006] pp. 5-27)。

査¹³によれば、「IFRS が原則主義であるために苦労したことは」との問いに対し、最も多かったのが「採用した会計処理が妥当と説明するための資料作成」(40.3%)であり、次いで「社内の業務・ガイドラインの作成」(26.8%)、「会計処理方法の判断」(22.8%)などが続いている¹⁴。フランス、ドイツ¹⁵を含む大陸諸国の多くは、証券投資家保護とは異なる会計・監査制度が生成・発展してきた歴史的経緯もあり¹⁶、イギリス等のように原則主義の判断に歴史的に習熟していない事情も踏まえれば、その負担感はなおさらであろう。なお、苦労したもので「監査法人との意見すり合わせ」(2.0%)との回答は少なく、監査法人との意見の食い違いは少なかったようであるが、作成サイドで比較的保守的な対応がなされた結果なのかどうか、これだけでは確たることはいえない¹⁷。

他方、国連貿易開発会議 (UNCTAD) の「会計・報告の国際基準に関する専門家による政府間ワーキング・グループ」によるイギリスの IFRS 導入経験に関する報告書 (UNCTAD [2008]) では、IFRS 採用により、従来に比べ取締役等が会計上の判断に関与する機会が多くなったとしているほか、重要な会計上の判断や見積りについては、手戻りの不効率を防止する観点から早期に監査人にも相談することの必要性に言及している。従来から IFRS と類似する基準を有するイギリスにおいてすら、非常に広範な注記を含む開示作成には十分な対応が図れなかったようであり、財務報告違反審査会 (FRRP) による IFRS 導入初年度の開示に関する調査報告書 (FRRP [2006]) でも、経営者による会計上の判断について、当たり障りのない説明により情報価値を有していないものや、開示自体が漏れているケースが散見されたとしている。ただし、そうした状況は、FRRP の 2009 年次報告書 (FRRP [2009]) によれば、一部に課題は残るものの、経験や対応策が積み重ねられるにつれて総じて改善傾向にあるとされる。

わが国においても、原則主義を採用している IFRS 導入のもとで、これまでのように個別ルール遵守で事足りた時代と異なり、経営者による裁量の幅が拡大し、これに応じて会計判断の基礎となる注記情報の増加が見込まれる。そうした情報開示は、金融経済環境の変化によっても増幅されうるし、会計処理によっては難しい判

13 雑誌『日経ビジネス』が 2010 年 4~5 月に監査法人アヴァンティアと共同で、フランス・ユーロネクスト市場に上場する企業 (対象 540 社、回答 116 社) に行った IFRS 導入時の影響と対応策に関する調査 (日経 BP 社 [2010] 28~33 頁)。

14 また、『日経ビジネス』が同時期に実施したフランス企業への現地取材等によれば、IFRS 導入に伴い、経営や業績面での変化をはっきり見せようとした企業群と、フランス会計基準時代の業績、資産からの変化がほとんど出ないように、適用初年度の免除規定を活用し慎重に準備した企業群という 2 つのグループがみられるとされる。

15 ドイツ会計監査機関 (DPR) の検査結果 (2005~08 年度) では、概ね誤謬率が 3 割近くに達しており (DPR [2008] S. 1)、この原因には、IFRS 基準の高い複雑性、財務報告作成者に対する過大な負担等があるとされる (Meyer [2009] SS. 22~24、木下 [2010] 70~73 頁)。

16 越智 [2008] 87 頁。

17 後述するようにイギリス内の調査では監査人との事前調整の必要性が強調されているのは、やや対照的である。場合によっては、各国監査人の社会における実体的機能度、歴史的経緯等まで掘り下げて解釈する必要があるのかもしれない (イギリスやフランスにおける監査人の発展過程の相違等については、越智 [2008] 250、291 頁)。

断を伴う¹⁸。その際、経営者が適切な会計処理に関する裁量的判断を行う局面が多くなれば、会計上の見積りと同様に¹⁹、事後的にその会計判断の適否が法的に問題とされ、虚偽記載等を巡る係争が増える可能性がある点にも留意が必要であろう²⁰。

3. 虚偽記載ないし虚偽証明を巡る法的責任等

(1) 刑事罰、行政処分、民事責任等

刑事罰・行政処分について、金融商品取引法（以下、金商法）では、重要な事項につき虚偽の記載のある有価証券報告書を提出した者は、刑事責任の対象となり10年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはこれらの併科となると規定している（金商法197条1号）。また、重要な事項について虚偽の記載がある開示書類を提出した場合に発行者は課徴金納付命令の対象となるほか、当該発行者の役員等で虚偽の記載があることを知りながら開示書類の提出に関与した者が、自己の所有する有価証券の売出しを行った場合も同様である（金商法172条の2、172条の4）。このほか、会社法では、計算書類や会計監査報告書等に虚偽の記載等を行ったときには、100万円以下の過料に処せられ（会社法976条7号）、法令または定款の規定に違反して剰余金の配当をしたときは、刑事責任の対象となる（会社法963条5項2号）。

公認会計士法においても、故意または過失により虚偽証明を行った監査人には課徴金が課される（公認会計士法34条の21の2）。また、公認会計士が、故意に、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして証明した場合には、2年以内の業務の停止または登録の抹消を、相当の注意を怠り、虚偽、錯誤または脱漏のある財務書類を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして証明した場合には、戒告または2年以内の業務の停止を、それぞれ、内閣総理大臣は行うことができる（公認会計士法29条1号・2号）。さらに、内閣総理大臣は、社員故意により、または社員が相当の注意を怠ったことにより、虚偽、錯誤または脱

18 例えば、英国財務報告評議会（FRC）が実施したのれんの減損（FRC [2008]）や合併（FRC [2010]）等に関するレビュー結果をみると、金融危機を契機に減損の背景やリスク等についての追加的な詳細説明が増大したり、合併時の無形資産（ブランド、商標等）に関する情報も公正価値評価のもとで開示が進展しているが、特に評価プロセスの個別的な判断・説明に関しては、投資判断の有用性等に資する情報の質的向上の観点から課題が少なくないとしている。

19 会計上の見積りの選択において経営者を動機付ける基礎的考慮事項は、特定の取引についての分類に関し、裁量の余地のある会計意思決定の場合にも同様に当てはまる（サンダー [1998] 68頁）。

20 アメリカにおいて、近年増加している公正価値を巡る訴訟の焦点は、財務諸表作成者や監査人の「判断」に向けられており、資産価格の評価モデルが適切にモデル化されていなかったなど、とりわけレベル3インプットにおいて顕著である（Yanez [2009] pp. 1-3）。なお、細則主義は規則違反が明確なので訴訟が提起されやすいとの見方がなされる一方で、規則に従ってさえいれば訴訟リスクが回避可能との見方もみられるが、アメリカにおいて細則主義と訴訟との関係を分析した実証研究では、細則主義は訴訟の提起を低減するとの分析結果を踏まえ、細則主義から原則主義への移行には、訴訟リスクの観点からの考慮も必要と論じている（Donelson, McInnis, and Mergenthaler [2009] pp. 1-29）。

漏のある財務書類を虚偽、錯誤および脱漏のないものとして証明したときは、その監査法人に対し、戒告し、業務管理体制の改善を命じることなどができる（公認会計士法 34 条の 21 第 3 項）。

他方、民事責任については、金商法では、重要な事項に虚偽記載等のある有価証券報告書等の提出者（法人）に、無過失の損害賠償責任を規定している（金商法 18 条、21 条の 2）。また、有価証券の虚偽記載について、取締役・監査役などの役員、監査証明をした監査法人は、故意または過失がなかったことを証明しない限り、虚偽記載等により生じた損害を第三者に対し賠償する責めを負う（金商法 24 条の 4、22 条、21 条）。

会社法では、計算書類に不適正な会計処理に基づいて実態と異なる虚偽の数値が記載された場合には、取締役・監査役などの役員、監査証明をした会計監査人は、任務懈怠として、会社に対して損害賠償責任を負う（会社法 423 条）だけでなく、取締役、監査役および会計監査人の会社に対する責任については、株主代表訴訟の対象となる（会社法 847 条）。また、計算書類などの重要な事項について虚偽の記載が行われた場合、取締役、会計監査人等は、職務を行うについて過失がないことを立証しない限り、第三者に生じた損害を賠償する責任を負う（会社法 429 条）。

民法のもとでは、会計監査人が会計監査の実施に当たって、善良な管理者としての注意義務を払わず、虚偽記載があり、または重要な事実が記載されていない計算書類等について虚偽記載がないものとして、または重要な事実が記載されているものとして、無限定適正意見または限定付適正意見を表明し、それによって会社に損害を与えた場合には、債務不履行責任を会社に対して負う（民法 415 条）。また、取締役、会計監査人等は、虚偽記載に基づいて第三者に対して損害を与えた場合には、不法行為責任を負う（民法 709 条、715 条）ほか、会社も第三者に対して、会社法 350 条（代表者の行為についての損害賠償責任）により不法行為に基づく損害賠償責任を負う可能性もある²¹。

(2) 課徴金制度の導入と民事責任規定の見直し等

上記諸規定のうち、会社の無過失責任（結果責任）を問われる余地があるものとして、金商法上の課徴金（金商法 172 条の 2、172 条の 4）と、発行・流通市場における重要な虚偽記載等のある有価証券報告書等に係る損害賠償責任（金商法 18 条、21 条の 2）が挙げられる。このうち課徴金と流通市場における賠償責任については、不正会計事件等の教訓等を踏まえ市場監視機能強化の観点等から、証券取引法（当

21 例えば、従業員が自分の営業成績を上げるために架空の売上げを計上し、その事実の公表によって株価が下落し損害を被ったが、従業員が架空の売上げを計上したことについて、代表取締役が不法行為が認められるとして、会社の損害賠償責任を追及した訴訟（「日本システム技術事件」）もみられている（最判平成 21 年 7 月 9 日〈判例時報 2055 号 147 頁〉では、原審および第一審での判断を覆して、代表者に「本件不正行為を防止するためのリスク管理体制を構築すべき義務に違反した過失があるということではできない」と判示した）。

時)の見直しが行われ、2004年12月から民事責任規定が、2005年4月(発行開示書類)・12月(継続開示書類)²²から課徴金制度が施行されて、現在に至っている。

これらの規定をやや詳しくみておくと、まず、課徴金については、規制の実効性を確保するための行政手段として違反者に経済的利得の水準の金銭的負担を課す制度であり、有価証券の虚偽記載のほか、不公正取引(インサイダー取引、相場操縦、風説の流布・偽計等)が対象とされている。刑事罰とは趣旨目的・要件・効果を異にする制度であることから、刑事罰が科されるか否かにかかわらず、課徴金の要件に当たる事実が行政審判の場で十分に立証された場合には課徴金納付命令が行われることになる。このため、違反行為者の主観的認識は問わず、重要な虚偽記載があれば足りる(無過失責任)と一般に理解されている²³。

次に、民事責任規定の見直しとして、重要な虚偽記載等に関する流通市場における発行会社の責任規定も新設された。従来、発行市場における発行会社の責任を規定するにとどめていたが、発行市場であろうと流通市場であろうと発行会社は投資家のために正確な企業情報を開示すべきであって、開示規制に対する民事責任の法的性質(損害賠償責任)からみて発行市場と流通市場で差異を設ける合理的理由はないとの観点から、上記の見直しに至ったとされる²⁴。また、発行市場における発行会社の責任と平仄を合わせ無過失責任となっている点については、開示書類に虚偽記載がある場合、発行会社に故意・過失がないということとは考えられず、無過失による免責を認めるべきではないからであるとされる²⁵。

IFRS導入のもとで、見積り要素の量的・質的拡大や、原則主義により許容される会計処理の境界線が不明確になる中で、金商法上、重要な虚偽記載のある開示書類を提出した会社には無過失責任を問われる余地がある。これでは結果的に、財務諸表の作成者側にとっては、会計上の見積りないし会計処理の選択時等に不合理なハイリスクを負うことになりかねない²⁶。他方、監査人の責任規定は過失責任なので、監査人としては、相当の注意を払ったことを立証すればよいが、どうすれば無過失を立証できるのかの問題が残る。特にIFRS導入後、監査人は細則基準を拠る所のできないので、「二重責任の原則²⁷」のもとで、経営者の有する非対称情報への依存度

22 発行開示義務違反の場合、虚偽記載によって発行会社に帰属する資金調達額が増加するなどの直接的な関係があるのに対し、継続開示義務違反の場合、間接・無形の経済的なメリットを一義的な形で定量化することは必ずしも容易ではないとして、課徴金を一義的・機械的に算出できる発行開示の課徴金制度の導入が優先された経緯がある。

23 三井 [2005] 53、56 頁。弥永 [2010b] 7 頁。

24 三井 [2005] 32~33 頁。

25 岡田・吉田・大和 [2004] 51 頁。三井 [2005] 33 頁。ただし、虚偽記載がある場合に過失がないことが考えられないのであれば、過失責任としても会社は免責されないので問題にならないし、会社側に故意・過失がないケースもありうると思われる(黒沼 [2004] 5 頁)。こうしたケースは、会計上の見積りの場合には特に顕著ではなからうか。

26 そもそも立法論としての無過失責任に関し、原状回復的な規定である金商法 18 条(発行市場)についてはあまり批判がない中、21 条の 2(流通市場)については批判が強い(黒沼・永井・中村・石塚 [2010] 11 頁(石塚・黒沼発言))。

27 公開される財務諸表について経営者と監査人がそれぞれの責任を分担し、財務諸表の作成については経営者が責任を負い、その財務諸表の適正性に関する意見表明である監査報告書については監査人が責任を負

が高まらざるをえない。いずれにしても、虚偽記載あるいは過失の有無の判断基準が重要な問題となるが、次に、この点に関連した最近の処分・紛争事例等をレビューしつつ、問題の所在に論及しておくこととしたい。

4. 課徴金処分、民事判例等の動向

(1) 会社の責任等を巡る課徴金処分事例

まず、見積りを含む会計処理が争点となっている事例としては、2008年7月9日に金融庁から課徴金納付命令が下された(株)IHI(旧石川島播磨重工業)のケースが挙げられる。IHIでは工事進行基準を採用し、工事進行程度の見積りに関しては、当該工事の総発生原価を見積り、そのうち当期においてどれだけ消化したかを算出することによって計算していた。総発生原価見通しの見積りによって期間損益は変動しうることになり、IHIでは、事後的に2007年3月末の総発生原価見通しを検証し6項目にわたる修正を行ったところ、訂正前の過年度決算(これを参照書類とする発行開示書類を基に株式・社債を発行)が虚偽記載に該当するとして約16億円の課徴金が課されたのである。会社の立場からすると虚偽記載か否かが必ずしも事前的に明確とはいえないケースとみられる²⁸が、会社に対する金商法上の課徴金処分は、違反行為の事実があると認めるときは、主観的態様を問わず命令の対象になると一般に理解されている²⁹。

その後、虚偽記載による株価下落を巡り株主代表訴訟が提起(2008年9月29日)されている。IHIは虚偽記載の事実関係を巡り争っており、東京地裁は2010年5月6日に、証券取引等監視委員会に対し、虚偽記載と認定した検査報告書の提出を命じる決定を下した³⁰。課徴金納付命令と民事上の損害賠償責任について、鶴岡灯油事件最高裁判決(1989年12月8日、判例時報1340号3頁)では、会社に対する行政処分は直ちに民事責任における過失を推定する根拠とはならず裁判上の自白とは異なるとの整理を行いつつも、会社が処分に応じた以上は事実上悪いと思ったから応じたのであろうというレベルの推定が働くのはやむをえないとしている。こうした

うとする考え方。この考え方のもとで、会社の状況についての投資家への説明や情報提供は、経営者の責任で積極的に行うべきであることが強調される(鳥羽[2009]43~44頁)。

28 町田行人[2009a]39頁。なお、事後的には、IHIが公表した「業績予想の修正および過年度決算の訂正に関する調査結果ならびに当社の対応方針のご報告」(2007年12月12日)によれば、社内調査委員会による調査結果を踏まえ内部統制の不備を認めている。そのうえで、モニタリング機能の強化、必須情報を適時に把握するプロセス機能の強化等に努めるとともに、組織風土改革の推進およびコーポレート・ガバナンスの強化に取り組むとしている(「プロジェクト監査機能の強化」、「組織・風土改革の推進と教育」に沿った、「会計手続きの周知のための全社教育」、「財務管理講座の充実」、「会計制度等に係る内部監査機能の強化」など会計関連の諸施策も含む)。

29 三井[2005]53、56頁。

30 商事法務協会[2010]79~80頁。

課徴金処分が民事訴訟に与える事実上の影響力や、場合によっては訴訟額が多額に上る可能性³¹等にかんがみると、経営者等にとっては、争うコストはあるにせよ問題の萌芽段階から早期に対応する必要があるともいえよう³²。

なお、会計基準違反が問われたビックカメラ事件においては、法人としてのビックカメラは2009年7月30日に課徴金納付命令に従った³³のに対し、同時に課徴金納付命令の勧告の対象となった同社の元会長は虚偽記載の認識などを否認し、審判で課徴金納付命令勧告の是非を争った。その後、2010年6月25日に至り、金融庁から違反事実を認めないとする決定³⁴が下されたが、証券取引等監視委員会の勧告と異なる決定は課徴金制度が施行された2005年以降、今回が初めてとなる。役員等に対する課徴金については、行政処分の性質上故意は当然には要件とされないが適用対象を限定する趣旨から、虚偽の記載があることを知りながら関与することも要件とされている（金商法172条の2）。このため、今般のビックカメラ事件では、虚偽記載の有無のみならず虚偽記載の認識も争点となり、結果的に虚偽記載を知っていたとは認められず違反事実がないとされるに至ったのである。

近時、有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金納付命令勧告ないし同勧告に基づく命令は増加傾向にあり³⁵、見積りを含む会計基準違反が争点となる事例も少なくないとされる³⁶。金商法上の会社に対する課徴金については、先述したとおり、法人における行為者の特定や、違反行為者の認識は要件とされておらず、違反行為の事実があると認めるときは命令が発出されるが、無過失責任（結果責任）には疑問も呈されている³⁷。特に今後は見積りの虚偽表示が問題となるケースが一段と増加することを想定すると、見積りプロセスに過失がない場合まで無過失責任を問うことは財務諸表作成者に酷であり、問題があると考えられる³⁸。同様に、流通市場におけ

31 近年は粉飾決算や決算訂正等によって投資家が株式売買につき損失を受けたとして、会社や役員に対して損害賠償を請求する証券訴訟が増大しており、そこで顕著な現象として、ホームページを通じて一種の被害者団体が形成され、アメリカのクラスアクションと同様に、かなり多額の訴訟が提起されるようになってきている（木目田 [2008] 234 頁）。

32 岩原・神作・神田ほか [2010b] 76 頁（松尾発言）では、民事訴訟で争うのであれば、課徴金の段階から争う必要性に言及している。

33 その後に提起（2010年2月2日）された株主代表訴訟では、ビックカメラは会計処理の適正さを巡り争っているが、課徴金納付命令に従った背景として、当局との間で見解の相違を抱えたままでは四半期報告書のレビューは受任できないと監査法人から通告を受けたため、四半期報告書を提出し上場を維持するため、会計処理を訂正せざるをえなかったためと伝えられている（日本経済新聞社 2010年8月30日付朝刊）。

34 金融庁「株式会社ビックカメラ役員が所有する同社株券の売出しに係る目論見書の虚偽記載事件に対する違反事実がない旨の決定について」（2010年6月25日）。

35 虚偽記載に関係した勧告数は、17事務年度0件、18事務年度5件、19事務年度10件、20事務年度12件となっている（佐々木 [2010] 135 頁）。

36 町田行人 [2009a] 38 頁。

37 岸田 [2010] 218～219 頁。中村 [2010] 50 頁。また、松尾 [2009] 213～214 頁では、原則主義のもとで、会計基準違反の境界が不明確なことに起因し、課徴金のエンフォースメントに関し行政庁が事実上「要件裁量」（要件該当性の判断に係る行政裁量）を有するようになれば、原則主義を標榜した趣旨に合致しないことにもなりかねず、難しい運用を迫られる点に論及している。

38 この問題は、見積りプロセスに不備（過失）がない場合に、「虚偽記載がない」とするのか、「虚偽記載はあるが過失はない」とするかに関係してくる。後述するように、虚偽記載自体がないと構成すれば、無過失責任と解する通説の見解とも形式論理のうでで矛盾はないことになる。

る継続開示としての有価証券報告書の提出者についても、少なくとも行為時に過失のない見積りのケースにまで無過失責任を問うことは妥当とはいえないのではなからうか³⁹。

一般に、見積りの基礎となる事実を故意に虚偽の事実に入れ替えたり、あるいは見積りの前提や基礎となる事実に重大な誤りがあり、その誤りに相当な過失があるような場合は別にして、行為当時の諸状況のもとでは虚偽とは認定できないものについて、後からわかった諸事情に照らして後知恵で虚偽と認定することは無理があるとの見解⁴⁰が当局サイドからも聞かれている。会計上の見積りに対する課徴金処分との関係等においては、この点を事前的に明確化するノーアクションレターが求められよう。また、民事上の不合理な責任を回避するうえでは、立法的対応が難しければ、行為当時の状況で虚偽性を判断する判例法の確立が望ましく、そのような解釈を基礎付ける法理の考察、議論を進めておくことが有用ではなからうか。

(2) 監査人の責任を巡る民事判例

近時、有価証券報告書の虚偽記載に係る課徴金処分事例が少なくない中であって、今後は、経営者のみならず、虚偽記載がなされた有価証券報告書等に無限定適正意見を付した監査人の対応が適切だったのか、という虚偽証明問題について関心が向けられる可能性も指摘されている⁴¹。見積りの合理性が問題となる場合において、監査人にとって、訂正前の会計処理が不適正であり、重要な事項について虚偽記載があったと明確に判断するのは必ずしも容易ではないので、決算作成当時、経営者に見積りの合理性が認められて虚偽記載に該当しないのかの判断基準とともに、経営者に比して情報劣位にある監査人の免責のメルクマールをどのように画していくかが問題となる⁴²。

有価証券報告書の虚偽証明に関し、監査人の責任は、基本的に過失責任である。経営者の見積りが裁量の範囲内で虚偽記載と認められなければ、そもそも監査人が

39 岩原・神作・神田ほか [2010a] 70～77 頁（武井発言）では、流通市場における重要な虚偽表示等に係る損害賠償責任一般に関し、そもそも無過失責任規定を設けたことの妥当性に疑義を示す学界コメントについて、広く紹介している。他方、無過失責任を支持する側の論拠として、会社も無過失、投資家も無過失であった場合に、投資家が被った損失の公平な分担という見地から、損失の原因を作った会社側が責任を負うべきであるという見解もある（大証金融商品取引法研究会報告 [2010] 21～22 頁（前田発言））。確かに投資家の信頼とのバランスは重要な観点であるが、こうした観点到に立脚したとしても、会計上の見積り等に限って言えば公正価値情報を中心に注記が拡充される方向にある中で、経営者に注記まで含めて事前的過失がなく、かつ投資家が根拠となる注記情報をも勘案して投資判断したのであれば、投資家の判断結果は自己責任として甘受すべきと解する余地があろう。

40 岩原・神作・神田ほか [2010a] 80、90 頁（三井発言）。

41 町田行人 [2010b] 38 頁。

42 なお、公認会計士法の課徴金制度は、金商法上の課徴金と異なり、監査人の故意または過失が要求され、相当の注意を怠った場合には監査報酬相当額（故意の場合には監査報酬相当額の 1.5 倍）の課徴金が課されるにとどまるが、課徴金が課されてしまうと、その後に民事訴訟が提起されさらに多額の支払いを要求されるリスクがある（町田行人 [2008] 266～267 頁）。

虚偽記載を過失により見過ごした虚偽証明が問題になることはないので、経営者による見積りの裁量を超えた虚偽記載が存在した場合に、初めて監査人の過失責任が問題となりうる。見積りの適否に関する事案ではないが、監査人の民事上の過失責任を認めた判例としては、日本コッパース事件第一審判決（東京地判平成3年3月19日、判例時報1381号116頁）、凸版印刷労組事件判決（東京地判平成15年4月14日、判例時報1826号97頁）に続き、最近ではナナボシ事件第一審判決（大阪地判平成20年4月18日、判例タイムズ1276号256頁）がみられている。ナナボシ事件は上場会社で初めて責任が認定されたケースであり、ここでは、(株)ナナボシが仕組んだ不正スキームの異常さや徹底さを認めながらも、監査時点においては、取引の実在性そのものに疑問を抱いて然るべき不自然な兆候がさまざまな形で現れていたと事実認定し、監査リスク・アプローチのもとで「通常実施すべき監査手続」を満たしていないとして、監査人側の過失を認定している。

すなわち、「正当な注意」をもって善管注意義務を尽くしたかは、「通常実施すべき監査手続」を具体的に実施したかにより判断されるとしており、こうした過失責任認定のプロセスは、見積りを含む会計数値の監査手続の相当性を検討するうえでも、監査人の注意義務の基準として広く参考になると考えられる。見積り情報等の監査の場合にも、監査人は監査リスク・アプローチを採用し、内部統制の有効性の評価を行い、通常実施すべき監査手続を実施し、合理的な基礎を得ることによって監査意見を表明する。見積りの場合には仮定に関する主観的判断を伴うため固有リスクは総じて高いことを踏まえ、それに対応する統制リスクを一括した重要な虚偽表示リスクとして評価したうえで、そのリスクに応じて、発見リスクを許容水準に収めるような監査手続の実施が検討されなければならない。

ここでは、公正価値の見積りにプライシングモデルが使用されている場合には、プライシングモデルの選定や投入パラメータの充分性、インプットデータ・計算の正確性等に関し、十分かつ適切な証拠収集に向けた監査手続が求められる。その際、プライシングモデルには高度な金融工学が駆使されていることが多いので、モデル化の前提となる仮定の理解には相当程度の専門知識（ファイナンス理論、統計学等）が不可欠となる。仮定の合理性の評価が監査人にとって困難である場合には、日本公認会計士協会・監査基準委員会報告書第50号「専門家の業務の利用（中間報告）」（2010年6月23日改正）に従い、専門家の業務の活用を検討しなければならない。実際、退職給付の年金債務見積りや、保険会社における責任準備金の計上の適否⁴³等の判断については、会計数値の信頼性はアクチュアリーによる保険数理計算等の活用により担保しているケースが多いとみられる。

43 責任準備金に関する監督法会計（保険業法規制）では、事業年度末責任準備金の健全性を保険計理人が確認する定めを置く一方、金商法会計ないし会社法会計では監査人が財務諸表の監査を行うとしていることから、両者の連携は必要となる。このため、日本公認会計士協会・業種別監査委員会研究報告第3号「生命保険会社における責任準備金の監査手続（中間報告）」（2003年3月25日）、日本アクチュアリー会「生命保険会社の保険計理人の実務基準」（2008年2月27日改正）等では、会計監査人と保険計理人との連携のルールを定めるとともに、責任準備金の監査手続を具体化している。

一般に定式化されたモデルを用いた公正価値見積り等の場合には⁴⁴、必要に応じ外部専門家を活用した監査手続きに基づき、その適切性をも独自に評価したうえでの監査判断であれば⁴⁵、通常、監査人の過失認定に至るケースは稀であろう。ただ、懸念されるのは、先述したナナボシ事件第一審判決において、監査人の過失責任を問う場合には、他の専門家の責任を問題とする場合と同様、具体的事実関係のもとで、通常の公認会計士または監査法人であれば、どのような監査手続きをどの程度実施するかということが判断基準とならなければならないところ、監査リスク・アプローチという抽象的な理念から演繹的に「通常実施すべき監査手続き」を導き出し、監査手続きの追加が必要であると判断した可能性も残る⁴⁶点である。特に見積りの虚偽記載が問題になる場合には、事前的には虚偽性を明確に断定できないことから、事後的な結果論に立脚し、行為当時の「通常実施すべき監査手続き」を監査リスク・アプローチから抽象的に演繹するような思考方法がとられると、監査人にとって非常に酷な事実上の結果責任を問うことにもなりかねない。

監査リスク・アプローチについては、監査人が、財務諸表に含まれる重要な虚偽の表示を見逃す確率（監査リスク）を合理的な水準に抑制しながら、適切な監査意見を効率的に形成するためのモデルであるが、他方で、有価証券報告書の虚偽記載等によって経済的な損失を被った人々から結果責任を厳しく問われ、適用した監査手続きに関係付けた言い訳を封じられがちな会計プロフェッションが、自らを防衛するために辿り着いた監査手続きのあり方についての基本思考ともされる⁴⁷。実際、アメリカでは、監査法人が負担する訴訟関連コストは増加傾向にあり、そこでは陪審員が巨額な損害賠償請求を安易に認めてしまうこともあるため、監査法人は和解を選択する傾向にあるとされる⁴⁸。このように監査人にとって結果責任に近い厳しい判決が下る可能性を、より合理的なものに限定していく観点から、リスク・アプローチが発展してきたともいえよう。ここでは、監査人が被監査企業における事業環境、内部統制の有効性を前提として監査を計画し、監査手続きを効率的に実施することに資すると同時に、本来、監査人の責任の合理的限界を画するフレームワークとなるはずである。

しかし、リスク・アプローチの名のもとに、あるべき監査手続きの選択が抽象的に論じられ過ぎるようであれば、結果責任に近い責任を問いうる打出の小槌に使われる懸念が残る。虚偽記載等が露見した後に、何を調べれば発見できたかを後追いで問う論法により、結果として監査人に不可能を強いることになりかねないからである。見積りの許容範囲を逸脱した虚偽記載の場合にも、同様の論法が適用される可

44 計測モデル自体が一般化しておらず、擬制的な測定フォーミュラないしガイダンスも策定されていなければ、専門家といえどもモデル選択の適切性を判断することは極めて困難である（後述）。

45 監査人の責任の回避に向けた隠れ蓑として、単に外部専門家の見解を求めたという外形だけを整える場合には、それだけで責任を果たしたことになることはいうまでもない。監査人は、監査上の問題の所在を把握し、専門性を活用する要否、活用結果の適切性等を個別具体的に判断しなければならない。

46 弥永 [2009] 189～190 頁。

47 鳥羽 [2010] 50～51 頁。

48 淵田・ライタン [2006] 9～10、153～160 頁。

能性がないとはいえない。過失によって損害賠償責任を負う場合については、公認会計士にとって合理的なリスクに限定されなければ、得られる報酬に比して構造的に過大なリスクを負担する業務であると認識され、公正な金融・資本市場の確保のために重要な役割を果たす公認会計士の担い手がいなくなってしまうかねないとの懸念⁴⁹が現実味を帯びるかもしれない。

特に公正価値ないし見積り情報の監査においては、監査人は経営者の裁量的判断を基礎付ける情報に大きく依存することから、上記懸念が増幅されることのないよう、監査人にとっても経営者の責任の限界を画する法的メルクマールが事前的に明らかであることが望ましい。この点に関連し、企業会計基準委員会（ASBJ）が公表した「会計上の変更及び過去の誤謬に関する検討状況の整理」（2008年6月20日）では、「過去の見積りの方法がその見積りの時点で合理的なものであり、それ以降の見積りの変更も合理的な方法によるものであれば、そのような変更は過去の誤謬の訂正には該当しない」（45項）としており、企業会計基準第24号「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」（2009年12月4日）の55項⁵⁰も、こうした考え方を前提に策定されていると考えられる。このように経営者による会計行為の責任の限界を画する基準が事前的に明確化していれば、監査人も、そうした基準を前提に監査手続の選択が可能となる。

5. 結果責任か過程責任か

(1) 経営判断原則との類似性

会計上の見積りのように高い裁量性を有する判断分野として、経営者の行う経営判断があり、この領域には経営判断原則によって一定の裁量性が法的にも確立されている。経営判断原則（business judgment rule）とは、会社の役員等が経営判断を行う際には、広い裁量が認められるべきであり、仮にその判断が会社に損害をもたらす結果を事後的に生ぜしめたとしても、行為時点の状況に照らして不合理な意思決定を行ったのではない限り、当該役員等の善管注意義務違反・忠実義務違反の責任を問うべきではないという、アメリカで発展した考え方である⁵¹。アメリカの司法審査においては、経営判断をするために合理的な根拠を有していたか否かが問われ、意思決定過程における取締役の行動に関する詳細な事実認定に基づいて行われる取扱いが定着している⁵²。

49 町田行人 [2010a] 31 頁。

50 会計上の見積りの変更に関する原則的な取扱いを定めており、従来通り、過去に遡って処理せず、その影響を当期以降の財務諸表において認識することとした。

51 森田 [2009] 4 頁。

52 川濱 [1983] 79～101 頁、川濱 [1984] 36～61 頁、近藤 [1994] 86～87 頁、宮本 [2010] 229 頁。

日本の裁判例⁵³も、近時、経営判断の過程面（相当な情報収集を行ったか）と内容面（意思決定が合理的か）とを峻別し、当該意思決定に至る段階において通常行われるべき情報収集・調査・検討がされてきたかに重点を置いて、意思決定が合理的根拠に基づくものであったかを審査する傾向にあるとされる⁵⁴。例えば、その嚆矢となった野村証券損失補填事件東京地裁判決では、「取締役の経営判断の当否が問題になった場合、取締役であればそのときどのような経営判断をすべきであったかをまず考えたうえ、これとの対比によって実際に行われた取締役の判断の当否を決定することは相当でない」とし、「裁判所としては、実際に行われた取締役の経営判断そのものを対象として、その前提となった事実の認識について不注意な誤りがなかったかどうか、また、その事実に基づく意思決定の過程が通常の企業人として著しく不合理なものでなかったかという観点から審査を行うべき」とした。

旧来の内容の合理性の審査は、後知恵による審査である点で取締役の行動を消極化させる効果が大きいことから、それを回避するためのルールが経営判断原則とされる⁵⁵。会計上の見積りも、一定の時点において不確実性を有する将来の予測に基づく判断を、限られた情報に基づいて行わなければならないという制約を有する点では、経営判断の場合と共通した前提が存在するとの見解⁵⁶が支持されよう。その際、両者をパラレルに扱う正当性を説明するうえで、契約理論（contract theory）によるインセンティブ付与の考え方が有用ではないかと考えられる。そこでは、経営判断材料にせよ、見積り判断要素にせよ、判断結果は経営者が有する非対称情報に依存しており、かつ金融経済環境や見積り前提条件の変化など、将来事象という不確実性に係る判断を行っている限りにおいて共通項が見出せる⁵⁷。こうした条件下において、事後的な責任を厳しく問い判断を委縮させてしまうよりも、長期的に経営者の改善努力を促す動機付けとして、過程責任を問う方向性が望ましいのではなからうか⁵⁸。

53 代表的なものとして、野村証券損失補填株主代表訴訟事件第一審判決（東京地判平成5年9月16日、資料版商事法務114号172頁）、ダスキン株主代表訴訟事件控訴審判決（大阪高判平成18年6月9日、判例タイムズ1214号115頁）、アバマンショップホールディングス株主代表訴訟事件最高裁判決（最判平成22年7月15日、金融・商事判例1347号12頁）など。このほか、過去からの下級審判例の蓄積や、近時の上級審判例で実質的に経営判断原則の枠内に位置付けられるものを含め、清水・阿南 [2010a] 4～12頁、清水・阿南 [2010b] 47～56頁などにおいて詳しく紹介されている。

54 清水・阿南 [2010a] 5頁、清水・阿南 [2010b] 55頁、松山 [2010] 14頁。

55 宮本 [2010] 230～231頁。

56 弥永 [2010a] 91頁。また、木目田 [2010] 95～96頁でも、会計的真實の相対性から、例えば工事進行基準の見積りが後日に結果的に誤りがあったからといって、それだけの理由で訂正前決算に虚偽記載を認定すべきではないと論じており、同趣旨の見解と解される。

57 非対称情報等が存在する場合の最適水準の探求方法として、情報（企業実態）に最も通じた者に決定権・裁量権を委ねることは、例えば組織分権化が、情報優位にあるマネージャーに決定権を移譲して、現場情報による意思決定の改善効果を促す意義を有する（佐藤 [2009] 211頁）のと同様である。ただし、会計上の見積り情報に対する契約理論からの分析として、数理モデルを駆使した検証あるいは実証研究等は、今後の課題として残されている。

58 森田 [2009] 5頁では、経営判断原則に関連し、結果が悪い方に出ってしまった場合であっても、事後的に責任を問わない方が望ましくなるというシナリオの可能性が、最近の契約理論の分野においてさまざまに指摘されているとする。

すなわち、経営者の会計上の見積り判断に対して結果責任を問うことは、経営者への委縮効果等によって企業活動の実態に即した会計処理が行われなくなり、会計基準の目的自体も達成できなくなる可能性が指摘されている⁵⁹ように、インセンティブ設計の視点からは問題が多い。投資家への情報開示が十分に行われなくなれば、証券市場の効率性を低減することにもなりかねない。特に、見積りのように測定コストが高む会計数値に関し、そのようなコストを経営者が投入するのは、それに見合うベネフィット（企業固有情報に対する株式市場での評価、資金調達への好影響等）を見込んでいるからであろう。結果責任によるペナルティを支払う（事前的に過大なリスクを負う）のでは、そのようなコスト投入は割に合わないものとなり、努力の動機付けが失われる結果、画一的な横並び情報の測定で事足りるとされかねない⁶⁰。

このように考えてくると、経営者の会計数値に関する裁量的見積りの判断にも、経営判断原則におけると同様に⁶¹、事後的な結果責任ではなく、行為当時の状況に照らした過程責任を問う方向が望ましいのではなかろうか。投資家への有用情報の提供に向けたインセンティブを阻害しないような法的インフラ整備は、中長期的な株式市場の効率性を高める方策として、長い目でみた投資家保護にも資する。その際、見積り過程が不合理とはいえない会計数値は虚偽記載自体に該当しないと考えられるので、有価証券の重要な虚偽記載に関し無過失責任を定めている法規のもとでも責任は問われないことになろう⁶²。なお、見積りが虚偽記載と認定された場合にも、過失責任を規定する法規のもとでは、その過失は別途の認定と観念上は識別されるが、通常は見積りプロセスに問題があって虚偽記載の認定を受けるとみられるので、過失が認められる場合がほとんどではなかろうか。

また、監査人の責任は経営判断原則とパラレルに考えることはできないが、将来予測を含む見積り要素の経営者判断に対する監査については、経営者の見積りプロセスに対する監査手続の実施に関し過失の有無が問われることになろう。将来予測を含む見積り要素の判断については、会社の経営実態に通じた経営者以上に最適な判断を監査人はなしえないのであり、「二重責任の原則」のもとで、経営者の見積りプロセスが不合理といえないかの関与しか望めないからである。こうした「見積りの監査」と同じような状況は、経営者の将来予測を含む事項の監査一般に共通して見出せる。例えば、継続企業の前提（ゴーイング・コンサーン）に関し、監査人が経営者による評価・開示の検証を行う場合にも、経営改善策の帰趨については、繰延税金資産の前提になっている経営計画の場合もそうであるように将来予測情報の検証であり、「見積りの監査」と同様、主に相互の矛盾はないか、基礎となる仮定が

59 弥永 [2010a] 91 頁。町田祥弘 [2009a] 73~74 頁。

60 椎葉 [2003] 51~73 頁では、測定コストの存在を前提にした認識・測定等の会計プロセス研究に際し、その数理モデル化の困難性を指摘しながらも、関連した外国の契約理論研究の試みを幾つか紹介しつつ、今後、会計問題において応用研究が進展する可能性に論及している。

61 弥永 [2010a] 90~91 頁。

62 虚偽記載自体は存在し一定の裁量判断に過失責任を問わないとの構成ではない。

適切か、整合性があるかなどの観点から検討し、矛盾がなく不合理でないことを確かめるに過ぎない⁶³。監査人は、経営者の判断プロセスが不合理なものかどうかを判断するに過ぎず、結果の合理性を厳密に証明するものではない⁶⁴のであって、監査人の責任は企業の事業存続能力そのものを認定し企業の存続を保証することにはない⁶⁵。

ところで、会計規範からの逸脱に対し法的責任を問う場面では、ある会計処理が不適正であり、財務書類に表示された数値が実態を反映しておらず、その結果、虚偽の記載があったと認められるのが争点となる。その際、法規範の解釈であれば、法規範と個別的事実を媒介する別の一般的規範命題を、法規範から導出する論理過程等として捉えられるが、会計規範は事実を数値化し、金額という事実置き換えて表示するための技術⁶⁶という特質から、会計規範からの逸脱を判断する前提として、当該会計処理に適用すべき会計基準の解釈はどうなっているのかなどに関する専門的・技術的な検証が別途求められる。とりわけ見積りによる会計数値の場合には経営者の会計判断の幅が広いだけに、見積りが含まれる会計数値が会計基準に従った適正なものか、見積り方法が妥当なものかなどの検証は裁判所にとって容易ではない。

こうした専門的見地からの評価過程が含まれる点にかんがみれば、わが国でも、フランスの商事裁判所や労働裁判所のように特定判断を行う場として、アカウンティング・コート創設の発想は傾聴に値する⁶⁷。オランダでは、財務諸表の内容について争いがある事案は、職業裁判官と民間の会計専門家で構成するアムステルダム裁判所（企業部）が担当する仕組みが古くから確立されている⁶⁸。ただ、諸外国で必ずしも一般的なものとなっていないほか、オランダの場合も、日本と同様に最終的な判断は最高裁判所が下すことになっている⁶⁹。わが国においては、少なくとも当面は現行制度を前提に、医療過誤や弁護過誤といった他の専門家責任訴訟⁷⁰と同様、専門的な鑑定人の意見聴取を拡充するなどして、裁判所が判断する仕組みの実効性を高めていくことが肝要となろう⁷¹。

63 日本公認会計士協会 [2003] 46 頁。町田祥弘 [2009b] 91 頁。

64 日本公認会計士協会 [2003] 46 頁。

65 山浦・友永 [2003] 27 頁（友永発言）。

66 町田行人 [2009b] 34 頁。

67 Klaassen [1980] pp. 327–341.

68 アメリカにおいても、古くから議論の対象となっている（例えば、Spacek [1958] pp. 368–379）。

69 Klaassen [1980] p. 330.

70 この点を専門家横断的に論じた文献としては、川井・塩崎 [2004]、専門家責任研究会 [1994]、川井 [1993] など。

71 南カリフォルニア大学のバームローズ教授は、アメリカの司法制度に関し、陪審員が監査法人の責任を安易に認めることを減らし、監査失敗防止機能の強化にもつなげるため、常設の第三者専門機関が監査人の会計基準と監査基準の遵守状況を独自に調査し、その報告書を裁判所に提出可能な制度インフラ整備の提案を行っている（淵田・ライタン [2006] 125～168 頁）。

(2) 見積りの透明性確保に向けた方策

裁判過程における証拠認定において、行為者に認められた裁量の幅を規定する要因は、具体的には、当該行為の性質と訴訟の場において利用可能な証拠資料の程度によって決まってくる⁷²。公正価値評価ないし見積りを伴う会計数値の場合にも、裁量の判断過程を追跡可能な、裁量の幅を規定する証拠集積の質と量が重要となる。その際、特にレベル3公正価値といった会計測定において、その見積りの硬度を問題にする場合には、測定主体や測定対象のみならず、測定属性である公正価値に係る測定方法の硬度を含めた3次元で捉えていく視点が必要と考えられる⁷³。

評価手法が定式化され特定されていれば、そのインプット（データ、パラメータ等）に関し経営者の裁量が含まれていたとしても、開示情報を含め判断過程の追跡資料を量的に拡充していくことにより、その恣意性の有無を検証していくことはある程度可能となる。例えば、募集新株予約権におけるオプション価格の算定に際し、合理的な理由なく行使価格の修正条項を考慮しなかった事例（オープンループ事件⁷⁴）、行使期間の初日が取得日とされない場合を考慮しなかった事例（サンテレホン事件⁷⁵）では、公正なオプション価額を大きく下回る有利発行とされ新株予約権の発行差止が認められた。これらは、本来あるべき計算基準・モデルの計測プロセス（計算フレームワーク）自体は特定されうる中で、その裁量性からの逸脱が認定された事例である。

一方、未成熟なモデル（評価方法）が複数併存し、複数の測定者による見積り値のばらつきが重要な差異を生む場合（CDO、非上場株式、保険負債等）には、結果的にモデル選択に伴い経営者の意図せざる偏向等が紛れ込んでしまうことになる。このため、判断の拡散を防ぐ追加のフォーミュラないしガイダンスが共有されない限り、複数モデル間で重要な評価上の差異を生んでしまうため、検証可能性に重大な制約が生じると考えられる。こうした場合には、証拠の質という点でモデルが特定しうる場合と大きく異なる⁷⁶ことから、そもそも会計基準・解釈指針・適用指針等の制度設定段階において、検証可能性の視点を介在させるなどして、信頼性や中立性等を著しく欠く状況への制度的配慮が強く求められるのである⁷⁷。

そのような制度的配慮を欠くと、評価ないし見積りに内在する経営者の意図せざる偏向や、これに対する監査人の検証可能性の限界等から、事後的に行為当時の偏向性や検証不足に対する責任を問われる懸念を払拭できないことになってしまう。会

72 森田 [2009] 7~8 頁。

73 越智 [2010] 167~168 頁。

74 札幌地判平成 18 年 12 月 13 日（金融・商事判例 1259 号 14 頁、資料版商事法務 276 号 215 頁）。

75 東京地判平成 18 年 6 月 30 日（判例タイムズ 1220 号 110 頁、金融・商事判例 1247 号 6 頁、資料版商事法務 270 号 238 頁、商事法務 1893 号 50 頁）。

76 モデルが複雑でも一般に定式化されたものに成熟していれば、経営者ないし監査人は、外部専門家を活用するなどして、適切な公正価値を得ることができるので、そのような努力を払うことで責任を回避することが可能となる。

77 越智 [2010] 165~166 頁。

計基準を補完する各種ガイダンスが整備された後も、裁量的見積りに関し、経営者に求められる開示情報を具体的に特定し、これに応じて、経営者に比して情報劣位にある監査人の責任の射程等を明らかにする実務的なメルクマールが次に求められる。そこでは、金額分布の許容領域やデータ選択方法（中心値か最保守値か）等が予め合意され、そうした判断基準が経営者の日常的マネジメントに、あるいは監査人の継続監査にも役立てられうるなど、実際に運用可能（オペレーショナル）なものとする環境整備が課題となるのである。

こうした要請は、IFRS 導入のもとで会計規範に関し原則主義が採用され、詳細なルール等に依拠できなくなり、見積り等の裁量性が高まる場合には一段と重要となる。もちろん、IFRS の解釈指針を出すことが認められているのは IFRS 解釈指針委員会（旧 IFRIC）のみであるが、欧州証券監督委員会（CESR）では、欧州各国規制当局の審査情報を収集してデータベース化し⁷⁸、各国規制当局が参照しているほか、規制当局以外の財務諸表作成者を含む市場関係者に一定の有用情報を公開している⁷⁹。イギリスでは「Company Reporting」という雑誌でイギリス企業が IFRS をどのように適用しているかを説明しており、オランダでは規制当局から改善のポイントを説明するレターが年 2 回発行されている⁸⁰。わが国でも、会社サイドの取組みとして業界ごとに外部専門家を交えるなどして、実務の相違に着目した IFRS 適用の検討事項を抽出・議論していく中で、最善の見積りをサポートする実務上のベストプラクティスが確立されていくことが望まれる⁸¹。

そうした見積りの透明性を高める一般的な制度インフラの整備の努力と併行して、見積りとその監査を行う行為当事者にとっては、事後的な訴訟にも耐えうる事前的な内部統制⁸²、そのもとでの証拠集め（疎明資料集積）が重要となろう。すなわち、具体的な訴訟の場では、業種特性を踏まえた通常の経営者ないし監査人の判断レベルを基準に、具体的な状況下での判断過程の適切性、それを裏付ける証拠集積が問われると考えられるだけに、見積りプロセスの合理性確保に向けて、経営者による全社的な内部統制体制の構築と、その運用が重要なポイントとなる⁸³。また、監査人

78 EU 全体の規制機関はなく、各国が個別に自国の監督機関を有しているが、CESR が各国間の調整を行っている。なお、CESR 執行決定データベース（抜粋）の翻訳は、日本公認会計士協会のホームページにも掲載されている（<http://www.hp.jicpa.or.jp/ippan/ifrs/casestudy/index.html>）。

79 PwC Japan IFRS プロジェクト室 [2009] 65～66 頁。

80 PwC Japan IFRS プロジェクト室 [2009] 68～70 頁。

81 橋本 [2010] 106 頁。

82 内部統制整備に向けて会社法が要求する取締役の善管注意義務については、基本的には経営判断原則の適用を受ける。財務報告内部統制は、相対的な真実の表示という目的に向けた重要な手段であり、そこでは、①重要性が高いリスク見積りや評価に関係した会計数値について、社内的な検討プロセスが整備され、②そのもとで、相当な注意を払って十分な議論や調査を行い、③その時点の判断として、著しく不当でないことが求められよう（武井 [2008] 40～46 頁）。

83 岩原・神作・神田ほか [2010b] 59 頁（武井発言）、61 頁（岩原発言、三井発言）では、金商法上の個人責任の要件である「相当な注意」の判断に際し、内部統制が考慮ファクターに含まれうる点に言及している。具体的には、課徴金等に絡んで行政から質問を受けた場合をも想定し、文書化された会計方針や、会計上の見積りに用いた仮定・データ・算定モデルなど主観的な判断を裏付ける基礎資料、経理処理の背景にある会計事実を資料に基づいて説明できる体制等を整備しておくことが、リスク管理上も重要となるとの指

も、限られた監査資源のもとで、監査計画の段階、証拠の入手段階、証拠の評価の段階などにわたって、いかに適切に監査判断が行われていたかを立証可能とする努力が求められると同時に、監査事務所内部における証拠の評価プロセス、研修・教育など、内部統制としての業務管理体制⁸⁴とも無縁ではない⁸⁵。

6. おわりに

見積りを伴う会計数値については、会社の経済的実質を忠実に判断するに適した経営者に一定の裁量性を認めることが合理的であり、こうした裁量的判断に対し法的な結果責任を問うことは適切とはいえないのではなかろうか。経営者に認められる経営判断原則と類似した条件のもとで、見積りのような専門的・技術的な会計判断についても、当該判断を行った当時の状況下での適切性を問う過程責任の考え方を法的に確立することは、契約理論の観点からも是認されよう。また、監査人については、将来予測を含む見積り要素の経営者判断には、「二重責任の原則」のもとで、経営者の見積りプロセスが不合理といえないかの関与しか望めない以上、見積りプロセスに対する監査手続の実施に関し過失の有無が問われることになる。

法的責任が問われる局面において、どのような見積りが合理的な裁量を逸脱したものになるかは、処理すべき事務の性質、内容、行為当時における具体的状況に照らし、会計規範ないし法規範の規定あるいは会計慣行、条理等に基づいて具体的な場面ごとに、業種特性も踏まえた通常の経営者等の判断レベルに照らして行われることになる。その際、例えばレベル3公正価値の評価方法の硬度引上げといった見積りの透明性を高める一般的な制度インフラ整備の努力と併行して、会計・監査当事者にとっては、行為当時の判断過程を基礎付ける事実の蓄積や、これを支える内部統制が一段と重要になると考えられる。

なお、見積りに関する訴訟リスクがどのように顕現化するかについては、各国の実情に応じて、その程度は異なりえよう。伝統的に監査人の専門判断を尊重する風土が定着していたり、専門スタッフを抱えた監督当局による監視が機能している国々にあっては、会計上の見積りなどに関する会計規範からの逸脱問題について、司法判断を積極的に求める流れは出てこないかもしれない。裁判所を通じた経営者や監査人に対する会計規範のエンフォースメントは、経営者や監査人の規範逸脱をコ

摘がある（内藤 [2010b] 63 頁、小川 [2010] 85 頁）。

84 公認会計士社員による監査業務の適正な執行とあわせて、監査法人における適切な品質管理体制等の構築・運用が重要との観点から、2003 年公認会計士法改正により業務管理体制の整備が法律上の義務として規定された（2007 年改正前法 34 条）。その後、2007 年改正では、業務の執行の適正を確保するための措置、業務の品質の管理の方針の策定およびその実施などを含むものでなければならないことが法律上明確化されており（法 34 条の 13 第 2 項）、これらの運用の実効性が個別具体的な訴訟局面では問われることになる。

85 鳥羽 [2010] 57～58 頁。なお、2005 年に新設された「監査に関する品質管理基準」では、監査事務所レベルと個々の監査業務レベルでの品質管理が分けて規定されており、監査基準と一体となって運用されることにより、品質管理の具体化・厳格化が企図されている。

ントロールするためのさまざまなチャネルの一部を構成している。裁量性の幅に対する司法統制チャネルの強弱は、他のチャネルによる社会的コントロールによる問題解決の程度にも依存しており、制度補完性が重要な役割を果たすと考えられる⁸⁶。

EU における IFRS のエンフォースメントにおいては、そもそも IFRS に関連しての訴訟自体がみられず、今のところ司法統制のプレゼンスは高くないようである。現時点で確たることはいえないが、これは、各国規制当局による審査や、CESR による審査情報公開、これによる事前的牽制効果など、行政等の対応振りとも無縁ではなかろう⁸⁷。例えば、イギリスでは、FRRP がエンフォースメント機関として、上場企業の会計基準からの逸脱に関し事前対応型のアプローチを強めており、事後的な民事訴訟の少なさの一因に寄与しているといえよう⁸⁸。また、ドイツにおける IFRS 遵守のエンフォースメントは、2004 年の企業決算監督法 (BilKoG) のもとで創設されたドイツ会計監査機関 (DPR) と連邦金融サービス監督庁 (BaFin) による二段階方式での監視となっており⁸⁹、企業に対する DPR 検査で誤謬事例は開示されるので、各企業は開示の不利益を回避しようとの誘因から、IFRS 遵守体制の整備を強化するという予防的効果も期待されている⁹⁰。

わが国の実情については、今後の IFRS への実務面での対応状況を見極めつつ、財務報告に関連する訴訟リスクへの対応、裁量の幅が法的責任に及ぼす影響等に関し、実証的サーベイ⁹¹を積み重ねて確認していく必要がある。将来的に、IFRS の影響下でわが国の実務がいかなる形で定着し⁹²、いかなるエンフォースメントモデルが相互補完的に構築されていくか予断を許さないが、いずれにしても会計・監査当事者にとっては、事後的な訴訟にも耐えうる事前的な内部統制の重要性が増すことに変わりはなく、そうした情報の信頼性向上に係る取組み強化が、投資家の意思決定に対する情報の有用性を高めることにもなる。

86 森田 [2009] 11 頁では、経営判断原則の政策的な考慮の中において、制度間の相互補完性が重要な役割を果たすことを指摘している。

87 欧州各国における IFRS の遵守状況を監視するエンフォースメント・メカニズムについては、①取引所モデル (スイス、ノルウェー、スウェーデン)、②取引所監督当局モデル (フランス、ベルギー、イタリア、オランダ、ポルトガル、スペイン)、③プライベートセクターモデル (イギリス)、④ハイブリッドモデル (ドイツ、オーストリア) に区分される (木下 [2010] 68 頁、Meyer [2009] S. 32)。

88 Armour [2008] pp. 9-19 and 22-24.

89 越智 [2008] 139 頁。

90 木下 [2010] 72~73 頁。

91 例えば、アンケート調査や実験研究、見積り数値の変化等の観察を通じ、見積りの基礎となる注記情報の拡大が合理的な裁量的判断の規律付けとして機能しているか否かを明らかにし、そこでの裁量性の高低ないし恣意性に対する影響度が、見積り過程の内部統制強化の状況、監査人との事前的調整の頻度、行政当局の事前的関与の程度等と関連性を有しているかを明らかにしていくことが望まれる。なお、原則主義と細則主義に応じた監査人の判断形成への影響を実証分析 (実験研究) した先駆的文献として、古賀・與三野・嶋津 [2010] 1~16 頁。

92 内藤 [2010b] 56~63 頁では、わが国における IFRS 導入に関する財務諸表作成者サイドの意識に関し、上場企業に 2010 年 3 月に実施したアンケート調査 (対象 3,794 社、回答 195 社) を踏まえ、会計処理の恣意的な変更による粉飾決算の可能性が大きくなりこそすれ、小さくはならないとの意識が現れているとの解釈を示している。

参考文献

- 岩原紳作・神作裕之・神田秀樹ほか、「金融商品取引法セミナー 民事責任 (1)」、『ジュリスト』第 1397 号、2010 年 a、70~96 頁
- ・——・——ほか「金融商品取引法セミナー 民事責任 (2)」、『ジュリスト』第 1401 号、2010 年 b、58~79 頁
- 大証金融商品取引法研究会報告、「上場会社・役員等の民事責任に関する問題点」、2010 年 5 月 28 日
- 岡田 大・吉田 修・大和弘幸、「市場監視機能の強化のための証券取引法改正の解説—課徴金制度の導入と民事責任規定の見直し」、『商事法務』第 1705 号、2004 年、44~53 頁
- 小川真人、「決算訂正をめぐる近時の動向」、『金融法務事情』第 1900 号、2010 年、82~86 頁
- 奥西康宏、「会計上の見積りの監査手続の性格—主観的要因からの整理」、『修道商学』、第 41 巻第 2 号、2001 年、181~202 頁
- 越智信仁、『銀行監督と外部監査の連携—わが国金融環境の変化、各国制度の比較等を踏まえて』、日本評論社、2008 年
- 、「レベル 3 公正価値における未成熟モデル評価区分の識別—評価手法の硬度による測定・開示・監査上の差異」、『税経通信』第 65 巻第 9 号、2010 年、160~169 頁
- 川井 健編、『専門家の責任』、日本評論社、1993 年
- ・塩崎 勤編、『専門家責任訴訟法』、青林書院、2004 年
- 川濱 昇、「米国における経営判断原則の検討 (1)」、『法学論叢』第 114 巻第 2 号、1983 年、79~101 頁
- 、「米国における経営判断原則の検討 (2)」、『法学論叢』第 114 巻第 5 号、1984 年、36~61 頁
- 企業会計審議会・企画調整部会、「我が国における国際会計基準の取扱いについて (中間報告)」、2009 年 6 月 16 日
- 岸田雅雄監修、『注釈金融商品取引法 (第 3 巻) 行為規制』、金融財政事情研究会、2010 年
- 木下勝一、「IAS/IFRS とエンフォースメント—ドイツの財務報告エンフォースメントモデル」、『企業会計』第 62 巻第 6 号、2010 年、67~73 頁
- 木目田 裕、「インサイダー取引規制および決算訂正をめぐる実務上の諸問題」、西村高等法務研究所編『金融商品取引法と企業戦略—資本市場との対話と実務対応』、商事法務、2008 年、199~261 頁
- 、「弁護士からみた証券取引等監視委員会の法執行」、『金融法務事情』第 1900 号、2010 年、87~96 頁
- 黒沼悦郎、「証券取引法における民事責任規定の見直し」、『商事法務』第 1708 号、2004 年、4~11 頁

- ・永井智亮・中村慎二・石塚洋之、「座談会不適切開示をめぐる株価の下落と損害賠償責任（上）」、『商事法務』第 1906 号、2010 年、6～22 頁
- 古賀智敏・與三野禎倫・嶋津邦洋、「『原則主義』対『細則主義』と監査人の判断形成」、『国民経済雑誌』第 201 巻第 4 号、2010 年、1～16 頁
- 近藤光男、『経営判断と取締役の責任—「経営判断の法則」適用の検討』、中央経済社、1994 年
- 佐々木清隆、「最近の粉飾の事例—証券監視委としての観点から」、『会計・監査ジャーナル』第 660 号、2010 年、135～137 頁
- 佐藤絃光、「情報非対称の最適水準」、佐藤絃光編著『契約理論による会計研究』、中央経済社、2009 年、211～230 頁
- サンダー、シャム、『会計とコントロールの理論—契約理論に基づく会计学入門』、山崎秀俊・鈴木一水・松本祥尚・梶原 晃訳、勁草書房、1998 年
- 椎葉 淳、「測定コストと会計研究」、伊藤秀史・小佐野 広編著『インセンティブ設計の経済学—契約理論の応用分析』、勁草書房、2003 年、51～73 頁
- 清水 真・阿南 剛、「取締役の責任に関する上級審判例と経営判断の原則（1）北海道拓殖銀行栄木不動産事件最高裁判決の検討」、『商事法務』第 1895 号、2010 年 a、4～12 頁
- ・——、「取締役の責任に関する上級審判例と経営判断の原則（5）アパマン ショップ株主代表訴訟事件東京高裁判決の検討」、『商事法務』第 1901 号、2010 年 b、47～56 頁
- 商事法務協会、「ニュース 東京地裁、IHI の粉飾決算をめぐる損害賠償請求訴訟で監視委に検査報告書の提出命令」、『商事法務』第 1899 号、2010 年、79～81 頁
- 専門家責任研究会編、『専門家の民事責任』、別冊 NBL No. 28、商事法務研究会、1994 年
- 武井一浩、「金融商品取引法と上場企業経営—上場企業の企業価値向上に向けた金商法インフラ」、西村高等法務研究所編『金融商品取引法と企業戦略—資本市場との対話と実務対応』、商事法務、2008 年、5～53 頁
- 鳥羽至英、『財務諸表監査—理論と制度（基礎篇）』、国元書房、2009 年
- 、「ナナボシ粉飾決算事件訴訟判決の監査上の意義」、『月刊監査役』第 565 号、2010 年、38～61 頁
- 内藤文雄、「IFRS 時代の財務情報の開示と監査—『利益情報の変容と監査・保証業務のあり方に関する調査』結果より」、『週刊経営財務』第 2960 号、2010 年 a、36～44 頁
- 、「財務諸表における利益調整の合理性に関するアンケート調査」、『週刊経営財務』第 2970 号、2010 年 b、56～63 頁
- 中村 聡、「課徴金制度の課題と展望」、『金融法務事情』第 1900 号、2010 年、50～55 頁
- 日経 BP 社、「特集 IFRS が壊す日本的経営」、『日経ビジネス』2010 年 8 月 7 日号、22～37 頁

- 日本経団連企業会計部会・日本公認会計士協会・財務会計基準機構ほか、「国際会計基準（IFRS）に関する豪州調査報告」、『会計・監査ジャーナル』第 653 号、2009 年、53～57 頁
- 日本公認会計士協会、『ゴーイング・コンサーンの開示と監査実務』、税務研究会出版局、2003 年
- 橋本 尚、「IFRS 導入が我が国会計プロフェッションに及ぼす影響」、『会計プロフェッション』第 5 号、2010 年、91～107 頁
- PwC Japan IFRS プロジェクト室編著、『IFRS 国際会計基準で企業経営はこう変わる』、東洋経済新報社、2009 年
- 淵田康之・ロバート E ライタン編、『ファイナンシャル・ゲートキーパー：投資家を守るのは誰か』、東洋経済新報社、2006 年
- 町田行人、「公認会計士法改正が上場企業経営に与える影響」、西村高等法務研究所編『金融商品取引法と企業戦略—資本市場との対話と実務対応』、商事法務、2008 年、263～285 頁
- 、「上場会社における粉飾決算・不正会計と法的責任（上）」、『商事法務』第 1863 号、2009 年 a、34～41 頁
- 、「上場会社における粉飾決算・不正会計と法的責任（下）」、『商事法務』第 1864 号、2009 年 b、30～39 頁
- 、「監査法人及びその社員の民事責任—ライブドア事件判決（東京地裁平成 21 年 5 月 21 日判決）の衝撃」、『会計・監査ジャーナル』第 654 号、2010 年 a、26～32 頁
- 、「近時の監査人の民事責任の傾向と対策—ナナボシ事件判決（大阪地裁平成 20 年 4 月 18 日判決）を踏まえて」、『会計・監査ジャーナル』第 657 号、2010 年 b、33～39 頁
- 町田祥弘、「ディスクロージャーの拡充と監査人の判断」、『会計』第 175 巻第 4 号、2009 年 a、59～76 頁
- 、「監査基準改訂の背景と残された課題」、『企業会計』第 61 巻第 6 号、2009 年 b、85～93 頁
- 松尾直彦、「金融商品取引法における国際会計基準のエンフォースメント」、『東京大学法科大学院ローレビュー』第 4 巻、2009 年、205～214 頁
- 松山昇平、「『経営判断の原則』と取締役の責任—拓銀事件（最三小決平 21.11.9）を契機として」、『金融法務事情』第 1896 号、2010 年、12～19 頁
- 三井秀範編著、『課徴金制度と民事賠償責任—条解証券取引法』、金融財政事情研究会、2005 年
- 宮本航平、「取締役の経営判断に関する注意義務違反の責任」、『私法』第 72 号、2010 年、225～231 頁
- 森田 果、「わが国に経営判断原則は存在していたのか」、『商事法務』第 1858 号、2009 年、4～13 頁

- 安田 忍、「監査判断を巡る制度的諸課題の考察」、『會計』第 177 卷第 5 号、2010 年、724~735 頁
- 弥永真生、「粉飾決算を看破できなかった監査法人の債務不履行責任」、『判例時報』第 2027 号、2009 年、187~191 頁
- 、「会計上の見積りと経営判断原則」、『ビジネスロー・ジャーナル』第 26 号、2010 年 a、90~91 頁
- 、「ビックカメラ事件決定が提起した問題点」、『商事法務』第 1908 号、2010 年 b、4~13 頁。
- ・秋葉賢一・安江英行・小松岳志、「座談会 国際会計基準が企業法務に与える影響 (上)」、『商事法務』第 1887 号、2010 年、8~21 頁
- 山浦久司・友永道子、「対談 ゴーイング・コンサーン開示への企業・監査人の対応」、『企業会計』第 55 卷第 10 号、2003 年、18~33 頁
- 吉田康英、『金融商品会計論—キャッシュフローとリスクの会計』、税務経理協会、2003 年
- Armour, John, “Enforcement Strategies in UK Corporate Governance: A Roadmap and Empirical Assessment,” ECGI Working Paper Series in Law No. 106, 2008.
- Ball, Ray, “International Financial Reporting Standards (IFRS): Pros and Cons for Investors,” *Accounting and Business Research*, 2006, pp. 5–27.
- Carmona, Salvador, and Marco Trombetta, “On the Global Acceptance of IAS/IFRS Accounting Standards: The Logic and Implications of the Principles-Based System,” *Journal of Accounting and Public Policy*, 27 (6), 2008, pp. 455–461.
- Donelson, Dain, John McInnis, and Richard Mergenthaler, “Rule-Based Accounting Standards and Litigation,” Working Paper Series, Wharton School of the University of Pennsylvania, December, 2009.
- DPR, “Anlagen zum Tätigkeitsbericht,” 2008.
- FRC, “Review of Goodwill Impairment Disclosures,” 2008.
- , “Study: Accounting for Acquisitions,” 2010.
- FRRP, “Preliminary Report, IFRS Implementation,” 2006.
- , “Review Findings and Recommendations,” 2009.
- ICAEW, “EU Implementation of IFRS and the Fair Value Directive: A Report for the European Commission,” 2007.
- Klaassen, Jan, “An Accounting Court: The Impact of the Enterprise Chamber on Financial Reporting in the Netherlands,” *Accounting Review*, 55 (2), April, 1980, pp. 327–341.
- Meyer, Herbert, “DPR-Erfahrungsbericht und EU-Harmonisierung des Enforcement,” 2009.
- Ramos, Michael, “Auditing Estimates and Other Soft Accounting Information,” AICPA, 1998.

Spacek, Leonard, “The Need for an Accounting Court,” *Accounting Review*, 33 (3), July, 1958, pp. 368–379.

UNCTAD, “Review of Practical Implementation Issues Relating to International Financial Reporting Standards: Case Study of the United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland,” 2008.

Yanez, Antonio, “Fair Value Accounting & Litigation: The Next Wave of Valuation Risk,” *Business Valuation Update*, April, 2009.